



特集

障害福祉計画の素案をお知らせします

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ ☎52-9871

施策の体系

I 計画の基本的理念等

- 1 計画策定の趣旨及び目的
- 2 基本的理念
 - (1)地域生活の実現
 - (2)「働きたい」の実現
 - (3)地域共生の実現
- 3 法令の根拠及び高浜市障害者計画等の関係
- 4 計画策定のための体制
 - (1)ニーズ調査の実施
 - (2)障害者団体等からの意見聴取
 - (3)パブリックコメントの実施
 - (4)「人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会」による検討

V 各年度における指定障害者福祉サービス等の必要な量の見込量及び見込量確保のための方策

- 1 各年度における指定障害者福祉サービス等の必要な量の見込み
 - (1)訪問系サービス
 - (2)日中活動系サービス
 - (3)居住系サービス
 - (4)相談支援
- 2 見込量確保のための方策
 - (1)訪問系サービス
 - (2)日中活動系サービス
 - (3)居住系サービス
 - (4)相談支援

II ニーズ調査の結果から見た現状

- 1 「日中活動の場」の現状と意向
- 2 「就労」へのチャレンジ
- 3 相談支援体制の充実
- 4 「住まい」の充実

III 計画期間及び見直しの時期

IV 平成23年度における目標値

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3 福祉施設利用者の一般就労への移行
- 4 就労継続支援利用者のうちA型の割合
- 5 就労移行支援事業の利用者数
- 6 委託訓練の受講者数
- 7 試行雇用事業（トライアル雇用）開始者数
- 8 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の対象者数
- 9 障害のある方の日中活動・住まいの動向

VI 地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量
- 2 見込量確保のための方策

VII 高浜市独自の取り組みに関する事項

- 1 地域生活の実現に向けての支援
 - (1)障害者おためし外泊支援事業
 - (2)「働きたい」の実現に向けた支援（障害者雇用の促進）
 - (1)企業体験実習手当金等支給事業
 - (2)就労支援ネットワーク事業（障害者就労支援会議）
 - (3)障害者雇用プロジェクトの設置

VIII 計画達成状況の点検及び評価

就労継続支援事業が必要な方には、就労継続支援事業の活用でも「働きたい」を実感できるような「就労継続支援事業の質を高めるべく支援」が必要です。

(3) 地域共生の実現

障害のある方が地域で暮らしたいことは、常に周りの支援に支えられながら暮らすということではなく、地域に暮らすすべての方が、互いに理解し合い、認め合い、そして思いやりを持って暮らすこと

いくつではないでしょうか。ときには、障害のある方も自らが持つ能力を生かし支える側となり、地域での役割を担い地域の一員として認められることで、はじめて地域で共に暮らしていることを実感できるのではないのでしょうか。

私たちは、障害に対する理解を深めるとともに、障害の有無や年齢に関係なく、誰もが互いの人格と個性を尊重し合い、また障害のある方も地域での役割を担い、地

域の一員として誇りを持って暮らせる「地域共生のまち たかはま」の実現を目指します。

パブリックコメントを実施します。

「ご意見」提言をお寄せください

障害福祉計画の中間素案に対して、皆さんのご意見・ご提言を募集します。

いただいたご意見などは審議会

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、新たな福祉サービス体系のもとで、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた支援がはじまりました。

また、障害者自立支援法では、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、「障害者福祉サービス」「相談支援

このため本計画では、「障害のある方が、働くことを含め、希望や目標を持つていきいきと日中活動に取り組むことができ、地域社会の一員として住み慣れた地域で自立して、また安心して暮らし続けることができるよう、必要となる基盤の整備を進めていく」ものです。

その基盤整備を進めていくため、

次の三つの項目を重点に、サービス事業者および関係機関はもとより、地域住民との協働により地域一体となって取り組んでいきます。

(1) 地域生活の実現

重い障害があっても、地域での生活を継続することができることも、日々の生活を豊かにし、人としての可能性を広げようとしていくという視点での支援が求められています。

しかし、障害のある方が地域で生活していくうえで必要とするサービスの多くは、市外の事業所に依存せざるを得ない状況であることから、市内での提供体制を充実することにも、重度の障害のある方にも対応したサービスの提供体制を確保することが重要となります。

「施設での生活から地域生活へ」という流れの中で、長年に渡り施設に入所または病院に入院していた方は、環境の変化に順応することが得意でない場合が多いことから、新たに地域生活を始める際には、徐々にステップアップを図っていくような試行的・段階的な取り組みへの配慮が必要となります。

(2) 「働きたい」の実現

地域における自立した生活を現実的なものとしていくためには、「働きたい」という意欲や希望をもった障害者が、その有する能力

「地域生活支援事業」の提供体制の確保に関する計画となる、障害福祉計画の策定が必要となりました。市では、今年5月に市民、学識経験者および福祉関係団体など15人の方々に「人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会委員」を委嘱し、障害福祉計画の策定について検討をしてきました。

このたび、障害福祉計画の中間素案をまとめましたので、概要をお知らせします。

基本的理念

少子高齢化の進展、価値観や生活様式が多様化する中で、私たちを取り巻く地域社会や家族関係も大きく変化してきています。

障害の分野においても、ノーマライゼーションの理念が浸透し、これまでも増して障害のある方が地域で自立した生活ができるよう支援することが求められています。

このため本計画では、「障害のある方が、働くことを含め、希望や目標を持つていきいきと日中活動に取り組むことができ、地域社会の一員として住み慣れた地域で自立して、また安心して暮らし続けることができるよう、必要となる基盤の整備を進めていく」ものです。

その基盤整備を進めていくため、

や適性に応じて働けるよう支援していくことが重要です。

「働く」ということは、労働の対価として賃金を得て、自由に物が買えるという経済的な側面だけではなく、仕事に伴う責任感や達成感、職場の同僚との交流などにより、社会性や人間性を育むうえでも非常に重要な意味を持ちます。

一方で、この間の障害者施策の進展や充実により、従来であれば一般就労が難しいとされてきた方にも就労の可能性が開けてきています。例えば、障害者自立支援法では、企業での就労を促進するため新たに「就労移行支援事業」を創設しました。

就労に向けた支援では、一人ひとりの適性にあった職場探しや仕事に対する不安を解消し自信につなげていく訓練が重要となります。障害者の仕事に対する意欲を高め、職場での安定・定着を図るためには、「職場開拓」をはじめ「職場での支援」「フォローアップ」や「仕事以外での社会的側面での支援」などトータルな支援が必要となります。

- に報告し、検討したうえで計画に盛り込んでいきます。
- ここに掲載したものは、全体の概要にすぎません。障害福祉計画の中間素案は次の方法で閲覧できます。ぜひ、ご覧いただき、ご意見・ご提言をお寄せください。
- いただいたご意見・ご提言については、後日、意見の採否とその理由などをお知らせします。
- 中間素案の閲覧場所・方法**
- ・いきいき広場、市役所1階、公民館、図書館
- 募集期限** 12月27日(水)（郵送の場合、当日消印まで有効）
- 募集方法** ①氏名、②住所、③電話、④資料の掲載箇所、⑤意見とその理由を明記して、次のいずれかの方法でご意見などをお寄せください。
- 応募方法**
- ①意見箱 中間素案閲覧場所に設置してある「意見箱」へ投函してください。
 - ②電子メール fukushi@city.takahama.lg.jp
 - ③郵送 〒441-1398（住所記載不要）
 - ④ファクス FAX 52-7918
- 問合せ先** いきいき広場内地域福祉グループ ☎52-9871